

平成 25 年 11 月 26 日

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、緩やかに回復しつつあります。先行きについては、輸出が持ち直しに向かい、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されますが、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

このような現下の状況のもと、先般、閣議決定された「経済政策パッケージ」においても、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものとするため、「企業収益の拡大が賃金の上昇や雇用の拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという好循環を実現していく」との方針等が示され、政府を挙げて、各般の施策を推進することとされています。

「経済政策パッケージ」に掲げられた各種施策の推進により、好循環が地方経済にも着実に広がっていくことが期待されており、金融機関においても、金融面からこうした期待に応えるため、中小企業等に対する新規融資を含む資金供給や経営改善・体質強化の支援に、これまで以上に積極的に組織を挙げて取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年末、更には、年明け以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。また、金融機関は円滑な資金供給に努めることにとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者からの相談には、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。特に、今後、給与のベースアップや賞与の支給、円安等による原材料や光熱費等の価格上昇に伴って必要になると見込まれる運転資金等について、中小企業等から相談があった場合、借り手の状況に応じた適切な融資対応に努めること。

- (2) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

以 上